

— 業務執行状況報告 —

(一社)九州貸切バス適正化センター

1. 令和2年度業務状況

- 令和2年4月17日 第1回適正化センター理事会（書面開催）
- 令和2年5月12日 収支予算について局長の認可
- 令和2年6月15日 第2回適正化センター理事会
- 令和2年6月19日 収支予算・事業計画等の変更ならびに負担金の額及び徴収方法について局長の認可
（431事業者 387営業所巡回、
1営業所 45,370円、1台 5,000円）
- 令和2年6月19日 諮問委員会委員の交替（長岡氏→古村氏）について局長の認可
- 令和2年6月19日 中小企業庁から事業の持続化給付金（200万円）を受領
- 令和2年6月23日 第1回諮問委員会
- 令和2年6月25日 第3回適正化センター理事会
- 令和2年6月25日 適正化センター通常総会
- 令和2年7月1日 負担金の請求書発送（431事業者 452通 52,421,340円）
- 令和2年7月13日 理事の交替（川口理事→嶋崎理事）について局長の認可
- 令和2年10月29日 第1回目負担金未納督促（16事業者あて）
- 令和2年11月20日 第2回目負担金未納督促（11事業者あて）
※令和3年1月31日現在の未納は7事業者 560,870円
- 令和3年1月13日 監事の交替（中原監事→改元監事）について局長の認可

2. 巡回指導の実施

(1) 実施件数

- ・3月末現在、276件、巡回指導を実施。

	事業計画（令和3年3月末日まで）			実績（令和3年3月末日まで）		
	適正化センター	バス協会	計	適正化センター	バス協会	計
福岡	139	—	139	105	—	105
佐賀	22	—	22	15	—	15
長崎	52	—	52	31	—	31
熊本	46	—	46	39	—	39
大分	28	—	28	25	—	25
宮崎	39	—	39	27	—	27
鹿児島	61	—	61	34	—	34
合計	387	—	387	276	—	276

※新型コロナウイルス感染防止対策のための緊急事態宣言の発出などにより、不要不急の外出の自粛や県境をまたぐ移動を防止するため国や県等の指導により令和2年4月5月、令和3年1月2月等は巡回指導を中止したため実績は上がらなかった。

(2) 巡回指導対象事業者の選定順位

①九州運輸局により選定された事業者

- ・苦情等の情報があるが、監査対象事業者となっていない事業者
- ・その他巡回指導が必要と認められる事業者

②過去の事故歴・行政処分歴

③その他の選定順位は以下を考慮する

- ・貸切バス事業者安全性評価認定
- ・運輸安全マネジメント評価結果
- ・利用者等からの苦情
- ・ASV車両の導入状況
- ・安全情報
- ・運輸局等との意見交換で判明した事項
- ・配置車両数等

3. 巡回指導の結果

(1) 事業者評価

- ・「貸切バス適正化機関 巡回指導マニュアル」に基づく全 45 項目の項目別に、各判断基準に基づき、「適」「否」を判定。その「適」の割合によって5段階評価

	A	B	C	D	E	計
福岡	98	7	0	0	0	105
佐賀	15	0	0	0	0	15
長崎	29	2	0	0	0	31
熊本	35	4	0	0	0	39
大分	23	2	0	0	0	25
宮崎	24	3	0	0	0	27
鹿児島	34	0	0	0	0	34
合計	258	18	0	0	0	276
割合	93%	7%	—	—	—	100%

【参考】

評価分類	分類方法
A	「適」の割合が90%以上
B	「適」の割合が70%以上90%未満
C	「適」の割合が50%以上70%未満
D	「適」の割合が20%以上50%未満
E	「適」の割合が20%未満又は速報に該当する場合

※速報に該当する場合は以下の2つ

- ①正当な理由なく巡回指導を拒否した場合
- ②輸送の安全に関わる緊急を要する重大な法令違反で次のいずれか該当する場合
 - ア 運行管理者が全く不在（選任なし）の場合
 - イ 全ての運転者が健康診断を受診していない場合
 - ウ 運転者に対する指導監督及び特別な指導を全く実施していない場合
 - エ 整備管理者が全く不在（選任なし）の場合であって、事業用自動車の定期点検整備を全く実施していない場合

(2) 主な違反内容

違反内容	指摘件数
運転者に対する指導監督の実施、記録、保存	39
運送引受書の作成、交付、保存	30
点呼の実施及び記録、保存	21
特定の運転者に対する特別な指導	21
運行指示書の作成、指示、携行、保存	19
乗務員台帳の作成、保存	18
運行管理者講習の受講	15
整備管理者研修の受講	13
定期点検整備及び点検整備記録簿	13
輸送の安全にかかわる情報の公表及び国への報告	13

※1 すべての項目に対する指摘件数は別紙のとおり

4. 運輸局との連携

- 毎月、センターと運輸局との連絡会議を開催し、巡回指導結果の共有、意見交換等を行うことにより、より効率的かつ効果的な巡回指導を行っている。
- 運輸局は、センターが行った巡回指導の結果に基づき、国の監査が必要と思われる事業者に対しては監査計画に反映し、是正が図られているかを確認する。

5. 特記事項

- 新型コロナウイルス感染防止対策
当センター職員が巡回指導に行く際のガイドラインを定め、安全対策を遵守し実施している。
- 負担金未納付事業者に係る運輸局への報告
当法人が負担金の請求後、所定期日までに入金がなかったため、道路運送法上の規定に基づき督促したにもかかわらず、負担金を納付しなかった事業者7社について、運輸局に報告を行った。(一部の事業者には運輸局は納付命令を発出)
- 全国貸切バス適正化機関連絡会議
例年国土交通省の主催で開催されていたが、今年度は新型コロナウイルスの関係で開催されなかった。
- 適正化センター機関の意見交換
今年度は、九州、中部、近畿、中国に四国と沖縄を加えて、メール・電話連絡等により各センターと意見交換を行い、各適正化機関の巡回指導の方法や負担金の納入状況等についての問題の共有や認識の統一を図ると共に、適正化センターの運営に対する公的資金の導入について話し合った。